

## 一般社団法人日本看護系大学協議会定款 変更案

改正案	現状
<p>(議長) <b>※定義文の不備を修正する</b></p> <p>第15条 社員総会の議長は、<del>あらかじめ定めた</del>代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</p>
<p>(代表理事等)</p> <p>第23条 本法人に代表理事を1人、副代表理事を1人置く。</p> <p>2 前項の代表理事及び副代表理事は、法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 <b>代表理事及び副代表理事以外の理事のうち必要に応じた人数を法人法上の業務執行理事とする。</b></p> <p>4 本法人に常任理事を2人以内置くことができ、<del>理事会の決議により常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。</del></p> <p>5 代表理事、副代表理事、<b>業務執行理事及び</b>常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。</p>	<p>(代表理事等)</p> <p>第23条 本法人に代表理事を1人、副代表理事を1人置く。</p> <p>2 前項の代表理事及び副代表理事は、法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 本法人に常任理事を2人以内置くことができ、理事会の決議により常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。</p> <p>4 代表理事、副代表理事、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。</p>
<p>(責任の免除<b>又は限定</b>) <b>※定義文の不備を修正する</b></p> <p>第26条 この法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>	<p>(責任の免除又は限定)</p> <p>第26条 この法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>
<p>(権限)</p> <p>第27条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定</p> <p>(5) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(6) 代表理事、副代表理事、<b>業務執行理事及び</b>常任理事<b>及び業務執行権を持つ常任理事</b>の選定及び解職</p>	<p>(権限)</p> <p>第27条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定</p> <p>(5) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(6) 代表理事、副代表理事、常任理事及び業務執行権を持つ常任理事の選定及び解職</p>

改正案	現状
<p>(職務の執行状況の報告)</p> <p>第33条 代表理事、副代表理事及び業務執行権を 持つ常任理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える 間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事 会に報告するものとする。</p>	<p>(職務の執行状況の報告)</p> <p>第33条 代表理事、副代表理事及び業務執行権を 持つ常任理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える 間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事 会に報告するものとする。</p>
<p>附則 この規程は、2010年6月25日から施行す る。</p> <p>附則 この規程の改正は、2012年6月18日から 施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、2013年7月1日から施 行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、2015年2月16日から 施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、2017年3月25日から 施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、2020年6月19日から 施行する。</p>	<p>附則 この規程は、平成22年6月25日から施行す る。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成24年6月18日から 施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成25年7月1日から施 行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から 施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から 施行する。</p>